

政令第 号

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和二年三月一日とする。

## 理由

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。